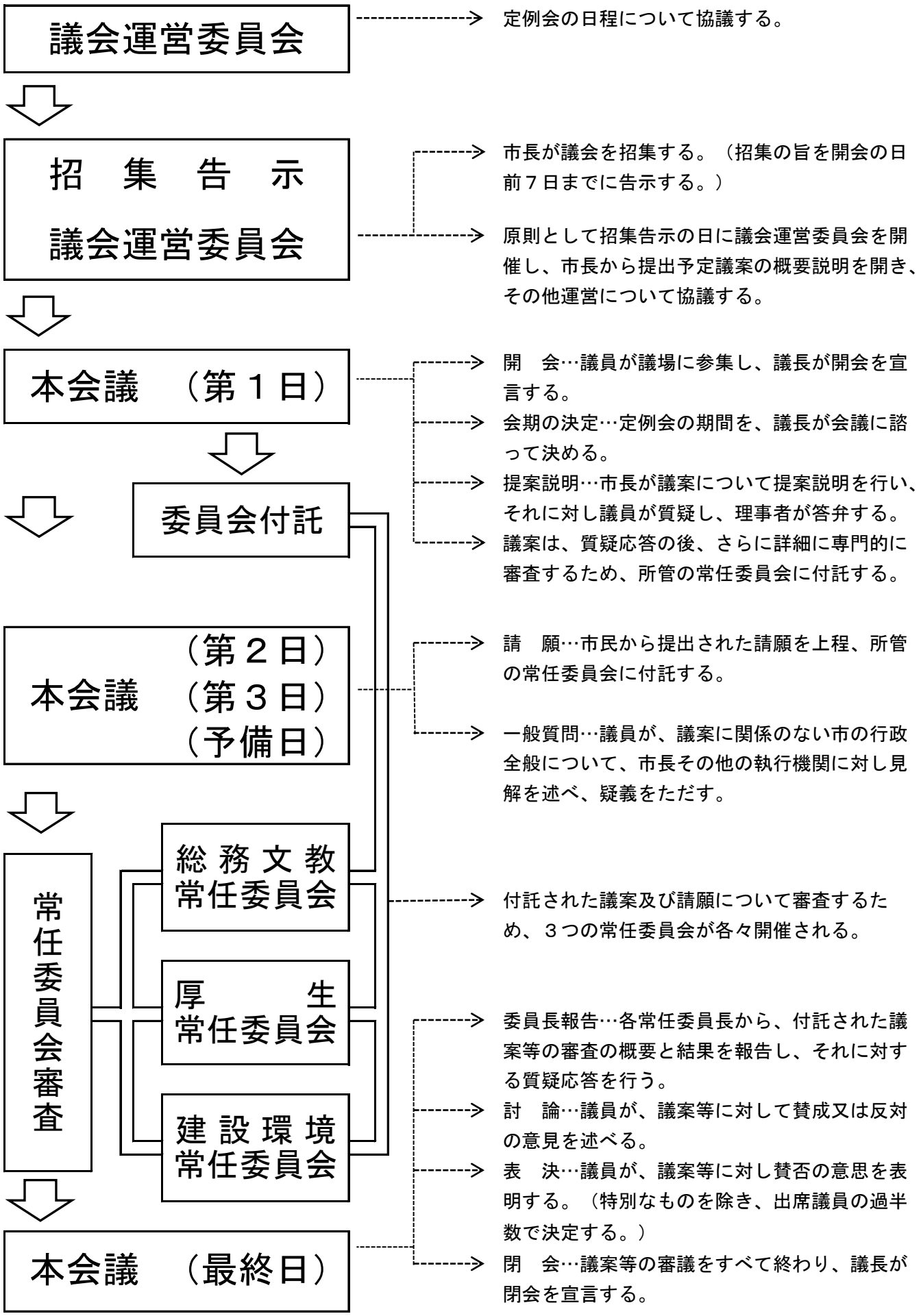
議会運営委員会
定例会の日程について協議する。
招　集　告　示
議会運営委員会
市長が議会を招集する。（招集の旨を開会の日前７日までに告示する。）
原則として招集告示の日に議会運営委員会を開催し、市長から提出予定議案の概要説明を開き、その他運営について協議する。
本会議　（第１日）
開　会…議員が議場に参集し、議長が開会を宣言する。
会期の決定…定例会の期間を、議長が会議に諮って決める。
提案説明…市長が議案について提案説明を行い、それに対し議員が質疑し、理事者が答弁する。
議案は、質疑応答の後、さらに詳細に専門的に審査するため、所管の常任委員会に付託する。
委員会付託
本会議　（第２日）（第３日）（予備日）
請　願…市民から提出された請願を上程、所管の常任委員会に付託する。
一般質問…議員が、議案に関係のない市の行政全般について、市長その他の執行機関に対し見解を述べ、疑義をただす。
常任委員会審査
総務文教常任委員会
厚生常任委員会
建設環境常任委員会
付託された議案及び請願について審査するため、３つの常任委員会が各々開催される。
委員長報告…各常任委員長から、付託された議案等の審査の概要と結果を報告し、それに対する質疑応答を行う。
討　論…議員が、議案等に対して賛成又は反対の意見を述べる。
表　決…議員が、議案等に対し賛否の意思を表明する。（特別なものを除き、出席議員の過半数で決定する。）
本会議　（最終日）
閉　会…議案等の審議をすべて終わり、議長が閉会を宣言する。